

特別支援教育 ハンドブック No. 1

令和7年改訂版

～特別支援学級・通級による指導を中心に～



令和7年3月

広島県教育委員会

はじめに

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システム構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

令和3年1月に、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」が取りまとめられました。本報告においては、特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を実現し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策が取りまとめられました。

私たちは、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することを目指しています。本ハンドブックの活用により、本県の特別支援学級及び通級による指導における教育が一層充実することを心から期待しています。

令和7年3月

広島県教育委員会

目 次

1	特別支援教育について・・・・・・・・・・	1
2	特別支援学級の教育課程編成について・・・・・・・・	4
3	特別支援学級の教科書の選定及び給与・・・・・・・・	17
4	通級による指導の教育課程・・・・・・・・・・	20
5	障害の状態等に応じた指導及び配慮・・・・・・・・	24
6	個別の教育支援計画・個別の指導計画 の作成・活用について・・・・・・・・・・	31
7	付録・・・・・・・・・・	34

Ⅰ 特別支援教育について

（Ⅰ）広島県における特別支援教育の推進

県教育委員会は、平成 20 年 7 月に、障害のある幼児児童生徒一人一人の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、広島県における特別支援教育の理念や方針、取り組む内容などを総合的にまとめた広島県特別支援教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）を策定し、諸施策を展開してきました。この間、「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者基本法」の改正、「障害者差別解消法」の制定、「学校教育法施行令」の改正、「学習指導要領」の改訂などが行われ、これまでの取組の成果・課題や社会情勢の変化などを踏まえ、令和 2 年 2 月にビジョンを改訂しました。

改訂したビジョンでは、特別支援教育の理念を次のように示しています。

特別支援教育の理念

特別支援教育は、幼児児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、これまでの障害児教育の対象としてきた障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、「障害の有無にかかわらず、県民一人一人が相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現」の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

こうした考え方は、障害の有無にかかわらず、幼児児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心の育成、さらには、現在の学校教育が抱えているいじめや不登校等を含めた様々な課題の解決にも大いに役立つものと考えます。

広島県教育委員会（令和 2 年 2 月改訂）「広島県特別支援教育ビジョン」

さらに、今後の特別支援教育推進方針を次のように示しています。

○ 支援体制の整備

校長のリーダーシップの下、生徒等の多様な教育的ニーズに対応できるよう通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校といった多様な学びの場を充実するとともに、校種間の接続及び関係機関等との連携・協働により、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

また、障害のある生徒等も障害のない生徒等も、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、生きる力を身に付けられるようにするとともに、多様性を尊重する心を育む取組の充実を図ります。

さらに、特別支援教育が、教職員はもちろんのこと、保護者や県民、企業に広く理解されるよう啓発・広報活動を推進します。

○ 教員の専門性の向上

生徒等の自立や社会参加に向けて、教員が専門性を高め、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、そのもてる力を高め、生活上や学習上の困難を主体的に改善・克服できるように、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する免許法認定講習や教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する研修を充実させ、通常の学級を始め、全ての学びの場における指導の充実を図ります。

○ 特別支援学校における教育の充実

生徒等一人一人の障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実を図ります。特に、職業的自立を促進する取組、ICTの活用等の充実を図ります。また、生涯学習への意欲を高めるとともに、重複障害のある生徒等や医療的ケアの必要な生徒等に対するきめ細かい指導の充実を図ります。さらに、全ての特別支援学校がセンター的機能を発揮するなど教育相談体制の充実を図ります。

コラム：特別支援学校のセンター的機能

広島県では、県内すべての特別支援学校がセンター的機能を発揮しています。

特別支援学校のセンター的機能では、小・中学校等の依頼に応じて、特別支援教育に関する研修会の講師を務めたり、個別の指導計画の作成に必要な実態把握や指導の工夫についての助言を行ったりしています。

広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」に掲載している「特別支援学校のセンター的機能について」で相談できる特別支援学校を確認の上、直接、お問い合わせください。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/07challenge-center-teki-sentateki-eria-html.html>

(2) インクルーシブ教育システムの構築と合理的配慮

① 障害者の権利に関する条約

国においては、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」（以下、「条約」という。）を平成19年に署名、平成26年に批准しました。

条約の批准に当たっては、障害者基本法の改正や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定等、関連する国内法令の整備が進められました。また、教育分野では、今後の特別支援教育の在り方が中央教育審議会で検討され、平成24年に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」としてまとめられました。

この報告を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに的確に答えるきめ細かな指導を、より一層充実していくことが求められます。

② インクルーシブ教育システム

この報告では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、最も本質的な視点として、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」とした上で、障害のある

者となない者とは同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子供に対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしています。その際、小・中学校等の通常の学級、通級による指導及び特別支援学級や、特別支援学校といった、子供たちの多様な教育的ニーズに対応できる連続性のある「多様な学びの場」において、子供一人一人の十分な学びを確保していくことが重要です。

③ 合理的配慮とは

合理的配慮とは、障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものと定義されています。例えば、発達障害等により言葉だけでは内容を理解しにくい子供に対して、具体的・視覚的な伝え方を工夫することがそれに当たります。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、その内容は、個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画にも活用するとともに、十分な教育が提供できているかという観点で定期的に評価することが大切です。

なお、合理的配慮を決定するに当たっては、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先する必要があるかなどについて、学校と本人及び保護者が共通理解を図り、可能な限り、合意形成を図ることが望ましいとされています。また、合理的配慮を検討するに当たっては、個々の子供の実態把握が重要であり、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携が求められます。

参考となる資料・ホームページ

- ・中央教育審議会教育課程部会特別支援教育部会（平成 28 年 8 月）「特別支援教育部会における審議の取りまとめ」
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会（平成 24 年 7 月）「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- ・広島県教育委員会（令和 6 年）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県教育関係職員対応要領」
- ・国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」
<http://inclusive.nise.go.jp/>

2 特別支援学級の教育課程編成について

(1) 特別支援学級の教育課程について

特別支援学級は小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校前期課程に設置される学級であることから、その教育課程は、基本的には「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」に基づいて編成します。ただし、学校教育法施行規則第138条において、特に必要がある場合は特別の教育課程によることができると規定されています。

特別支援学級の設置について

学校教育法 第81条

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

小学校の教育課程

学校教育法施行規則 第50条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

中学校の教育課程

学校教育法施行規則 第72条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

特別の教育課程

学校教育法施行規則 第138条

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第百七条（第百七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

(2) 特別支援学級における特別の教育課程編成に係る基本的な考え方

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則に、特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方が示されています。

特別支援学級における特別の教育課程

文部科学省（平成 29 年）『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）』p.24

第 1 章第 4 の 2 の (1)のイ

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

※中学校学習指導要領にも同様の記載

(ア)において、特別支援学級における特別の教育課程には、自立活動を必ず取り入れることが規定されています。

(イ)において、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 1 章の第 8 節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第 126 条の 2（または第 127 条の 2）を参考にし、各教科を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することが規定されています。

特別支援学級における特別の教育課程は、知的障害の有無によって大きく異なります。

知的障害のない児童生徒の場合

- ・各教科等の目標・内容
原則、当該学年の目標・内容を指導する。
- ・自立活動を取り入れる。

※必要な場合は、下学年の目標・内容に替えることもできる。

知的障害のある児童生徒の場合

- ・各教科等の目標・内容
障害の程度や学級の実態等を考慮の上で、下学年の目標・内容に替えたり、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えたりする。
- ・指導の形態
特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた場合、必要に応じて各教科等を合わせて指導することができる。
- ・自立活動を取り入れる。

これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級が小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、小・中学校の目標を達成するため、小学校においては、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項、中学校においては各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要があります。

その上で、なぜ、その規定を参考にすることを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要です。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

文部科学省（平成 29 年）『特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領』p.75-76

第 1 章総則 第 8 節重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。その際、各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の当該各学年より後の各学年（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の当該各段階より後の各段階）又は当該各学部より後の各学部の目標の系統性や内容の関連に留意しなければならない。
- (1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
 - (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができること。
 - (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
 - (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。
 - (5) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
 - (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

（３）実態把握（アセスメント）

実態把握の方法としては、行動観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法と保護者や本人、関係者からの聞き取り等の間接的な把握の方法があります。実態把握の具体的な内容としては、次のようなものがあります。

- ・病気等の有無や状態
- ・生育歴
- ・基本的な生活習慣
- ・人やものとのかかわり
- ・心理的な安定の状態
- ・コミュニケーションの状態
- ・対人関係や社会性の発達
- ・身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態
- ・興味・関心
- ・障害の理解に関すること
- ・学習上の配慮事項や学力
- ・特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性
- ・進路
- ・家庭や地域の環境 等

実態把握に当たっては、幼児児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

実態把握によって得られた情報が一面的なものであったり、十分でなかったりすると、その後の指導方針が偏り、成果が上がりません。年度当初と年度末の実態把握（年度末は評価）の時期に特別支援学校のセンター的機能を活用するなど、外部の専門家を計画的に活用すると実態把握を深めることができます。実態把握を継続的に行い、指導に生かすようにしましょう。

（４）自立活動

特別支援学級における特別の教育課程には、自立活動を必ず取り入れます。自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校において特別に設けられた領域です。具体的な指導内容は 6 区分 27 項目に分けて示されています。

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものです。したがって、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

個別の指導計画に基づく自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いですが、指導目標を達成する上で効果的である場合には、集団を構成して指導することも考えられます。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意しなければなりません。

小学校学習指導要領解説総則編には、自立活動に関する個別の指導計画作成の手順の一例が示されています。この他、自立活動の詳細については、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編を参考にしてください。

個別の指導計画の作成の手順の一例

文部科学省（平成 29 年）『小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編』p. 109

（手順の一例）

- a 個々の児童の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 2 の内容から、個々の児童の指導目標を達成させるために必要な項目を選定する。
- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

（５）授業時数の設定

特別支援学校の授業時数は、小・中学校の総授業時数や各教科等の標準時数を参考に、適切に授業時数を設定することとされています。特別支援学級においても、当該学年の総授業時数や各教科等の標準時数を踏まえ、児童生徒の実態等に応じて設定します。

自立活動の時間に充てる授業時数は、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に設定される必要があります。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に標準としては示されておらず、各学校が実態に応じて適切に設定します。

各教科等を合わせて指導を行う場合には、取り扱われる教科等の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定し、指導内容に適した時数を配当するようにすることが大切です。その際、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科等を教科等別に指導する場合の授業時数の合計と概ね一致するように計画する必要があります。

授業時数の設定に当たっては、障害のある児童生徒の負担になったり、一部の教科に偏ったりすることのないよう、教育目標の達成を目指して工夫することが必要です。

① 当該学年の各教科に、自立活動を設定した場合

知的障害のない児童生徒の場合、各教科等については、原則、当該学年の目標・内容を指導します（必要な場合は、下学年の目標・内容に替えることができます。）。

< 当該学年の各教科に、自立活動を設定した教育課程編成の例（小学校第5学年） >

① 総授業時数を決める

総授業時数は、基本的に当該学年の総授業時数です。
この例では、小学校第5学年の総授業時数を1015時間としています。

② 自立活動の時間に充てる授業時数を決める

自立活動の授業時数は一律に示されていません。児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に定めます。
この例では、自立活動の時間の授業時数を35時間にしています。

③ 各教科等の授業時数を調整する

②で決めた自立活動の授業時数を設定するために、各教科等の授業時数を調整します。
この例では、算数科から20時間、理科から15時間を減じて、自立活動の時間に充てています。
どの教科等の授業時数を調整するかについて、決まりはありませんが、児童生徒の実態や、各教科等のバランス等を考慮して検討します。

教科	国語	175
	社会	100
	算数	155
	理科	90
	音楽	50
	図画工作	50
	家庭	60
	体育	90
	外国語	70
特別の教科 道徳		35
外国語活動		—
総合的な学習の時間		70
特別活動		35
自立活動		35
合計		1015

② 各教科の目標と内容を、下学年の目標と内容に替える場合

障害の程度や学級の実態に応じて、各教科の目標と内容を下学年の目標と内容に替える場合、小学校の特別支援学級であれば小学校の下学年、中学校の特別支援学級であれば中学校の下学年又は小学校の教科の目標と内容に替えることができます。

<各教科の目標と内容を、下学年の目標と内容に替えた教育課程編成の例（中学校第3学年）>

① 総授業時数を決める
総授業時数は、基本的に当該学年の総授業時数です。
この例では、中学校第3学年の総授業時数を1015時間としています。

② 自立活動の時間に充てる授業時数を決める
自立活動の授業時数は一律に示されていません。児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に定めます。
この例では、自立活動の時間の授業時数を35時間としています。

③ 各教科等の授業時数を調整する
②で決めた自立活動の授業時数を設定するために、各教科等の授業時数を調整します。
この例では、社会、数学、理科、保健体育の時数を減じて、自立活動の時間に充てています。
どの教科等の授業時数を調整するかについて、決まりはありませんが、児童生徒の実態や、各教科等のバランス等を考慮して検討します。

④ 下学年の目標・内容にする教科等を決める
児童生徒の実態を把握し、目標達成が困難な教科等について、下学年の目標・内容に替えます。

教科	国語（中1）	105
	社会（中1）	130
	数学（中1）	130
	理科（中1）	130
	音楽（中3）	35
	美術（中3）	35
	保健体育（中3）	100
	技術・家庭（中3）	35
	外国語（中1）	140
特別の教科 道徳（中1）		35
総合的な学習の時間		70
特別活動		35
自立活動		35
合計		1015

下学年の目標と内容に替えた場合は下学年の教科書を選定します。なお、教科名を変えることはできません。下学年の教科書を選定する場合の留意事項については、次の表を参考にしてください。

<下学年の教科書を選定する場合の留意事項>

	学年	教科の目標と内容	留意事項
例1	小学校第4学年	小学校第4学年の「国語科」の目標と内容を第3学年の「国語科」の目標と内容に替える。	教科書は小学校第3学年の「国語」「書写」（検定済）を選定する。
例2	小学校第3学年	小学校第3学年の「社会科」「理科」の目標と内容を第2学年の「生活科」の目標と内容に替える。	教科名は「社会科」「理科」のままで、教科書は小学校第2学年「生活」（検定済）を選定する。
例3	中学校第1学年	中学校第1学年の「数学科」の目標と内容を小学校第5学年の「算数科」の目標と内容に替える。	教科名は「数学科」のままで、教科書は小学校第5学年の「算数」（検定済）を選定する。

なお、小学校第5学年の「家庭科」については、第4学年以下に替えることのできる教科の目標と内容がありません。この場合、第5学年の「家庭科」の内容を工夫して指導し、目標を達成させることになります。

小学校の「外国語科」については、児童生徒の障害の状態等により特に必要がある場合には、「外国語活動」の目標及び内容の一部を取り入れることができます。また、中学校の「外国語科」についても、小学校の「外国語活動」の目標及び内容の一部を取り入れることができます。なお、小学校第3学年及び第4学年の外国語活動は、教科ではないことから、中学部での外国語科として指導を行う際には、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることはできますが、全部を替えることはできないことに留意する必要があります。

こうした規定を適用して、各教科等の目標及び内容を取り扱わなかったり、替えたりすることについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右するため、慎重に検討を進めなければなりません。特に、取り扱わない内容については、後の学年又は学部の学習、進路の選択等に影響を及ぼすこともあるため、内容を取り扱わないことを適用することは必要最小限にとどめるなど、慎重な対応が求められます。

重複障害者等に関する教育課程の取扱い

文部科学省（平成30年）『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』
p. 337

第2章第8節

上記（1）から（6）までの規定を適用する際には、取り扱わなかったり、替えたりした事項を学年進捗とともに、どのように事後措置するかを十分考慮して、第1章総則第3節の3の（3）に規定する調和のとれた具体的な指導計画を作成することが必要である。特に、系統的な学習を主とする場合には、教材の精選や指導の一貫性に留意するなど、より一層慎重な取扱いが必要である。

ただし、「事後措置を十分に考慮する」とあるように、特に、取り扱わない内容については、後の学年又は学部の学習に影響を及ぼすこともあるため、内容を取り扱わないことを適用することは必要最小限にとどめるなど、慎重な対応が求められる。

③ 各教科の目標と内容を、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標と内容に替える場合

特別支援学校（知的障害）の各教科に替える場合は、知的障害のある児童生徒の学習上の特性や特別支援学校（知的障害）の教育課程の特徴、各教科の意義、目標、内容、指導形態等を十分理解した上で実施しなければなりません。

特別支援学校（知的障害）の小学部及び中学部の各教科等については、知的障害の特徴及び適応行動の困難さ等を踏まえ、その種類が規定されています（次表を参照）。

<小・中学校の各教科等と特別支援学校（知的障害）の小・中学部の各教科等>

小学校	小学部	中学校	中学部
国語 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語 特別の教科 道徳 外国語活動 総合的な学習の時間 特別活動	生活 国語 算数 音楽 図画工作 体育 特別の教科 道徳 外国語活動※ 特別活動 自立活動 ※外国語活動は、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術・家庭 外国語 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 職業・家庭 外国語※ 特別の教科 道徳 総合的な学習の時間 特別活動 自立活動 ※外国語は、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

文部科学省（平成 30 年）『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』p. 26

第 4 章第 2 節「Ⅰ 知的障害のある児童生徒の学習上の特性等」

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことが挙げられる。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することにより、必要な知識や技能等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導が重要となる。児童生徒が一度身に付けた知識や技能等は、着実に実行されることが多い。

また、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため、学習の過程では、児童生徒が頑張っているところやできたところを細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要となる。

更に、抽象的な内容の指導よりも、実際の生活場面の中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする指導が効果的である。

知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本

文部科学省（平成 30 年）『特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』p. 27

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第 1 章第 3 節の 3 の (1) のク及び (3) のアの (オ) に示すとおり、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
- (2) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する。
- (3) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。その際に、多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する。
- (4) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
- (5) 自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する。
- (6) 児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- (7) 生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
- (8) 児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

(ア) 特別支援学校（知的障害）における指導の形態

特別支援学校（知的障害）においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、「教科別に指導を行う場合」、「道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合」の他に、各教科等を合わせて指導を行う場合があります。

(イ) 教科別に指導を行う場合

教科別の指導を計画するに当たっては、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切です。また、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、児童生徒に対しどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫する必要があります。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要があります。

教科別の指導を一斉授業の形態で進める際は、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて、更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要があります。

(ウ) 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校に準ずることとなっています。指導に当たっては、個々の児童生徒の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的実践力を身に付けるようにすることが大切です。

外国語活動の指導に当たっては、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることが大切です。その際、個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階に考慮した内容を工夫するなどしていきます。

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小・中学校に準ずることとなっています。指導に当たっては、個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要があります。計画に当たっては、集団構成の工夫や、交流及び共同学習を積極的に設けるなどの配慮が大切です。

(エ) 各教科等を合わせて指導を行う場合（各教科等を合わせた指導）

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の学校での生活を基盤として、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれています。

特別支援学級においても、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた場合に、効果的な指導の形態として行われています。

各教科等を合わせた指導では、例えば、生活上の課題の解決を図る生活単元学習の「カレーを作ろう」という単元を設定した場合、「材料や道具の名前を読む、書く、話す」といった国語科の内容や、「買い物でお金を扱う」といった算数科の内容、「買い物をする店までの安全な移動、交通ルールの理解」といった生活科の内容を、一連の生活体験の中で必然性、必要性を伴った学習として指導することができます。

各教科等を合わせた指導

学校教育法施行規則 第130条

- 2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当等を十分に明らかにした上で、適

切に年間指導計画等を作成する必要があります。その際、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導目標及び指導内容との関連性にも十分留意することが必要です。

< 特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた教育課程編成の例（小学校第5学年） >

指導内容			
各教科等の授業時数は、教科の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めます。	教科	国語	215
		社会	
		算数	175
		理科	
		生活	120
		音楽	60
		図画工作	60
		家庭	
		体育	140
		外国語	
		特別の教科 道徳	35
	外国語活動	35	
	総合的な学習の時間	70	
特別活動（学級活動）	35		
自立活動	70		
合計	1015		

指導の形態		
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	105
	生活単元学習	285
教科	国語	140
	社会	
	算数	140
	理科	
	生活	0
	音楽	40
	図画工作	40
	家庭	
	体育	125
	外国語	
	特別の教科 道徳	0
外国語活動	0	
総合的な学習の時間	70	
特別活動（学級活動）	35	
自立活動	35	
合計	1015	

各教科等を合わせて指導する場合、指導内容に適した授業時数を適切に配当します。

各教科の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準じて設定します。

この例では、生活、道徳、外国語活動は全ての時間を合わせて指導しています。そのため時間割上は0時間となりますが、これらの指導内容については、日常生活の指導や生活単元学習において指導します。0時間だから指導しないということではありません。

（6）交流及び共同学習について

① 交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の交流及び共同学習は、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有しています。このような交流及び共同学習は、学校卒業後においても、障害のある児童生徒等にとっては、様々な人々と共に助け合い支え合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながります。障害のない児童生徒等にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、障害のある人に対する支援を行う場に積極的に参加したりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながります。さらに、児童生徒等の成長を通じてその保護者の意識の向上も促すなど、社会における「心のバリアフリー」の実現に資するものになります。

交流及び共同学習を継続して取り組んでいくためには、各学校が、交流及び共同学習によって児童生徒等のどのような資質・能力を育成するのかを明確にした上で、年間を通じて計画的に取組を進めていくことが重要であり、教育課程を編成する際に、各教科等において効果的に交流及び共同学習の機会を設ける必要があります。

交流及び共同学習を、その場限りの活動だけで終わらせないためには、児童生徒等に対する十分な事前学習と事後学習を行うことが重要です。事前に、児童生徒等がお互いについて学び、知るとともに、取組のねらいを明確にしておくことで、児童生徒等が主体的に取り組む充実した交流及び共同学習にすることができると考えられます。活動を実施した後は、事後学習も重要です。単に参加できたかどうか、楽しかったかどうか等にとどまらず、児童生徒等の意識や態度にどのような変化があったのか、ねらいは達成できたのかなど、交流及び共同学習によってどのような成果が得られたのかを多面的に評価することが重要です。取組の成果や課題を把握し、次回の交流及び共同学習に生かすことで、より充実した活動になっていきます。また、活動が終われば指導も終わりではなく、日常の学校生活においても、児童生徒等が交流及び共同学習を通じて学んだことを生かすことができるよう、障害者理解に係る丁寧な指導を継続していくことが重要です。

交流及び共同学習には、学校間交流、居住地校交流のように異なる学校の児童生徒等が行う場合と、小・中学校の通常の学級と特別支援学級のように学校内の児童生徒等が行う場合があり、それぞれの学校や地域の状況に応じて、継続的に実施できる方法を選択し、又は組み合わせて行うこととなります。いずれの場合も、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で計画的かつ組織的に取り組んでいくことが必要です。

教育委員会においては、モデル事業を行っている学校など先進的な学校の取組を、域内の学校に普及するなどにより、各学校において、充実した取組が行われるよう、継続的に指導や情報共有を行っていくことが重要です。

② 特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

特別支援学級に在籍する児童生徒が交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。このため、障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける状況と変わらないため、適切ではありません。

また、「障害のある子供の教育支援の手引」にあるように、特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討する必要があります。言い換えれば、特別支援学級に在籍し

ている児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うことが必要です。ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではありません。

参考となる資料

- 広島県教育委員会（令和3年）「交流及び共同学習実践事例集 交流及び共同学習の充実に向けて」
- 心のバリアフリー学習推進会議（平成30年）「学校における交流及び共同学習の推進について～「心のバリアフリー」の実現に向けて～」
- 文部科学省（令和4年）「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」
- 文部科学省（令和3年）「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
- 文部科学省（平成31年）「交流及び共同学習ガイド」

交流及び共同学習について

文部科学省（平成29年）『小学校学習指導要領解説総則編』p.126-127
第3章5 学校相互間の連携や交流（第1章第5の2のイ）

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

（中略）

障害者基本法第16条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。

また、特別支援学級の児童との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

※中学校学習指導要領解説総則編にも同様に示されている。

文部科学省（平成30年）『特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）』p.301
第2章第6節

2 家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習

（2）学校相互間の連携や交流

（中略）障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

3 特別支援学級の教科書の選定及び給与

(1) 特別支援学級の教科書について

特別支援学級において、文部科学大臣の検定を経た教科書（以下「検定済教科書」という。）を使用することが適当でない場合は、文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）を使用することができます。

<児童生徒の実態と教育課程及び教科書の例>

児童生徒の実態	教育課程	教科書
当該学年の目標と内容が適している	当該学年の各教科の目標と内容	当該学年の検定済教科書
下学年の各教科の目標と内容が適している	各教科の目標と内容を下学年の各教科の目標と内容に替えている	下学年の検定済教科書
特別支援学校（知的障害）の各教科の目標と内容が適している	各教科を特別支援学校（知的障害）の各教科に替えている	著作教科書（特別支援学校知的障害者用）…小学部用（生活、国語、算数、音楽）、中学部用（国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭）
		一般図書（主に市販の絵本等）

特別支援学級の教科書

学校教育法施行規則 第139条

前条の規定により特別的教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第五十六条の五の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第三十四条第二項又は第三項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

特別支援学級の教科書（一般図書）

学校教育法附則 第9条

高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

(2) 下学年の検定済教科書を使用する場合について

下学年の検定済教科書の使用に当たっては、中学校の特別支援学級において小学校用の検定済教科書を使用する場合を含め、当該採択地区内の小学校又は中学校で使用している教科書と同一の教科書を使用します。

(3) 著作教科書を使用する場合について

著作教科書には特別支援学校視覚障害者用、特別支援学校聴覚障害者用、特別支援学校知的障害者用があります。

著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の小学部用は、生活、国語、算数、音楽の4教科で、それぞれ段階別（☆が小学部1段階、☆☆が2段階、☆☆☆が3段階に対応）になっています。小学部第1学年から第6学年の間に児童の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用し、使用開始学年及び使用年数は指定されていません。1冊の教科書を1学年以上に渡って使用しますが、「さんすう☆☆」は分冊の(1)(2)を同時に選定し、同時に給与します。

著作教科書（特別支援学校知的障害者用）の中学部用は、国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭の6教科で、それぞれ段階別（☆☆☆☆が中学部1段階、☆☆☆☆☆が2段階に対応）に分かれています。第1学年から第3学年の間に生徒の障害の程度に即した教育課程に適合するよう使用し、使用開始学年及び使用年数は指定されていませんが、1冊を1学年以上にわたって使用します。

なお、小学校の特別支援学級で著作教科書（特別支援学校知的障害者用）☆☆☆を使用した後は、☆☆☆☆、☆☆☆☆☆を選定するのではなく、下学年の検定済教科書や絵本等の一般図書の使用を検討してください。

(4) 一般図書を使用する場合について

一般図書の主なものとしては、市販の絵本等があります。

一般図書は基本的に一つの教科について1冊を1学年以上使用することとし、毎年、異なる教科書を選定することができます。

<一般図書の給与形態>

教科等名		選定・給与する冊数	備 考
小学部	生活	第1～6学年 1種類1冊	
	体育	第3～6学年 保健として1種類1冊	
中学部	社会	第1～3学年 1種類1冊	
	地図	第1学年以降に1種類1冊	給与した地図は、第3学年まで継続使用する。
	理科	第1～3学年 1種類1冊	
	保健体育	第1～3学年 1種類1冊	
	職業・家庭	第1～3学年 1種類1冊	

(5) 「特別の教科 道徳」の教科書について

「特別の教科 道徳」の教科書は、他の教科と同様に、当該児童生徒の障害の程度に即した教育課程に適合する教科書を選定します。すなわち、当該学年の目標と内容の学習が適当な実態であれば当該学年の検定済教科書、下学年の目標と内容に替えることが適当な実態であれば下学年の検定済教科書、検定済教科書の使用が適当でない場合は一般図書を選定します。

知的障害のある児童生徒で、「特別の教科 道徳」の一部又は全部を、他の教科等と合わせて指導（生活単元学習や日常生活の指導、作業学習等）している場合も、道徳の教科書を選定し、給与してください。

（６）外国語科（英語）の教科書について

小学校の外国語科、知的障害特別支援学校小学部の外国語活動が実施されることにより、小学校（義務教育学校前期課程を含む。以下同じ。）特別支援学級の外国語科の教科書給与等については、次の点に留意して、適切に行ってください。

外国語科の教科書給与等についての留意点

広島県教育委員会（令和２年）「小学校特別支援学級の外国語科の教科書給与等について（事務連絡）」

【留意事項】

- ① 小学校特別支援学級において、教育課程に外国語科を位置付けている場合は、小学校外国語科の検定済教科書を給与すること。
- ② 小学校特別支援学級において、教育課程に外国語科を位置付けていない場合は、外国語科の教科書を給与することはできないこと。
- ③ 小学校特別支援学級において、外国語活動を教育課程に位置付けている場合、外国語活動は教科ではないため、教科書を給与することはできないこと。
- ④ ①について、特別な理由により検定済教科書の使用が適切でない場合、一般図書を使用することができるが、その場合は、検定済教科書の使用が適切でない理由を明確にするとともに、使用する一般図書が小学校学習指導要領の目標・内容に則り、教科の主たる教材として使用するに適した図書であるか、慎重に検討すること。

（７）特定教科書等について

教科用特定教科書等は文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書（拡大教科書）、点字により教科書を複製した図書（点字教科書）、その他障害のある児童生徒用に作成した教材で教科書に代えて使用できるものをいいます。

使用を検討する際は市町教育委員会に相談の上、広島中央特別支援学校のセンター的機能を活用したり、県教育委員会に相談したりするなどして、的確な実態把握に基づいた選定を行ってください。

4 通級による指導の教育課程

(1) 通級による指導とは

通級による指導は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などのある児童生徒を対象として、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態です。

通級による指導の対象と障害の程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に釣り合わない注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

参考：文部科学省（平成 25 年）「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

(2) 特別の教育課程について

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を小・中学校等の通常の教育課程に加え、又はその一部に替えて行うもので、通級による指導を受ける児童生徒については、特別の教育課程を編成する必要があります。また、他校で通級による指導（いわゆる「他校通級」）を受けた場合は、在籍する小・中学校等の教育課程に係る授業とみなすことができます。

「みなし」の規定

学校教育法施行規則第 141 条

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

(3) 指導内容について

障害に応じた特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目的とする指導、すなわち特別支援学校の自立活動に相当する指導です。

特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされていますが、この場合も、通級による指導はあくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないようにしなければなりません。

自立活動の指導の例

【言語障害】

- ・正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語の指導など構音の改善に関わる指導
- ・話すことの意欲を高める指導、カウンセリング等

【自閉症】

- ・円滑なコミュニケーションのための知識・技能を身に付けることを主な指導内容とした個別指導
- ・個別指導で学んだ知識・技能を音楽や運動、ゲームや創作活動などの実際の、具体的な場面で活用、適用して、実際の生活や学習に役立つようにするとともに、学校の決まりや適切な対人関係を維持するための社会的ルールを理解することなど、社会的適応に関することを主なねらいとした指導
- ・自分の感覚の特性に気付き、自分で工夫する技能等を身に付けるための指導 等

【難聴】

- ・補聴器等を適切に装用する指導、聞く態度の育成、音声の聴取及び弁別の指導
- ・日常の話し言葉の指導、語彙拡充のための指導、言語概念の形成を図る指導、日記等の書き言葉の指導 等

【注意欠陥多動性障害（ADHD）】

- ・不注意による間違いを少なくする指導
- ・衝動性や多動性を抑える指導 等

教科の内容を取り扱った指導の例

※単なる各教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意

【言語障害】

- 国語及び外国語又は英語
 - ・教科書の文章の音読に関し、的確な発音で、かつスムーズに行うことができるようにする指導
- 社会（及び生活又は総合的な学習の時間）
 - ・授業で、実際に作業・体験したことをまとめて発表する際に、要領よくかつ適切に話せるようにする指導

【自閉症】

- 国語
 - ・意図を読み取ることの困難さに対し、文学的な文章の中で登場人物の考えや気持ちを読み取る指導
- 生活
 - ・人間関係の形成の困難さに対し、自分の意思を伝える指導

【難聴】

- 国語（及び外国語活動又は英語）
 - ・文章を読むために必要な語彙や言語概念を身に付けるための指導
- 音楽
 - ・歌唱、楽器の演奏に関して、補聴器等を活用しながら、より適切に行うことができるようにする指導

【学習障害（LD）】

- 国語（及び外国語活動又は英語）
 - ・読みが苦手…障害の特性に応じた読みやすくなる工夫を練習
 - ・書きが苦手…漢字の成り立ち等について学習
- 算数・数学
 - ・計算が苦手…具体的な場面を想像して考え方を理解
 - ・推論が苦手…図形の特徴や操作の手順を言語化、視覚化
- 【注意欠陥多動性障害（ADHD）】
- 国語
 - ・漢字のへんやつくり、意味に着目して比べて違いを意識できる指導
- 算数（数学）
 - ・文章題の必要な情報に注目できるよう練習をしてから解くようにする指導

(4) 指導時数について

障害に応じた特別の指導を教育課程に加える場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は他の児童生徒に比べて増加することとなります。一方、教育課程の一部に替える場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は増えません。通級による指導を受ける児童生徒に係る週当たりの授業時数については、当該児童生徒の障害の状態等を十分考慮して、負担が過重とならないよう配慮することが必要です。

小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）における授業時数については、年間 35 単位時間から 280 単位時間（週当たり 1～8 単位時間）程度以内の範囲で行うことを標準とすることとされています。

ただし、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒については、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）が下限となっています。

高等学校、中等教育学校（後期課程）においては、年間 7 単位を超えない範囲で在学する高等学校等が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとされています。

障害に応じた特別の指導

学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成 5 年文部省告示第 7 号）（※平成 31 年 2 月 4 日一部改正）

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 140 条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）第一章第三款の 1 に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の 2 に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の 3 に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の 4、5 及び 6 並びに同章第七款の 5 の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

- 1 障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。
- 2 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に該当する児童又は生徒については、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第 6 号及び第 7 号に該当する児童又は生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間 280 単位時間以内とする。
- 3 高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間 7 単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

(5) 通級による指導の実施形態

通級による指導の実施形態としては、児童生徒が在学する学校において指導を受ける「自校通級」、他の学校に週に何単位時間か定期的に通級し指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教員が該当する児童生徒がいる学校に赴き、又は複数の学校を巡回して指導を行う「巡回指導」が考えられます。各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態を選択します。

(6) 主な留意事項

① 通級による指導の対象となる児童生徒の判断

通級による指導の対象となる児童生徒については、障害の状態、特性及び児童生徒の発達の段階、児童生徒・保護者及び専門家の意見等を踏まえ総合的に判断することが重要です。

また、通級による指導を受けている場合に、その児童生徒の障害の状態等を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に学びの場の変更を行うことができるように配慮することが必要です。

② 担当する教師

通級による指導の担当教師は、当該学校の教員免許状を有しており、加えて、特別支援教育に関する知識、自立活動に相当する指導に関する専門性や経験を有していることが必要ですが、特定の教科の免許状を保有している必要はありません。ただし、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた特別の指導を行う場合には、当該教科の免許状を有する教師も参画して、個別の指導計画の作成や指導を行うことが望ましいと考えられます。

基本的には、一つの障害の種類に該当する児童生徒を担当することになりますが、当該教師が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができます。

③ 在籍学級との連携協力

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教師が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在籍校における在籍学級）の担任教師との間で、定期的な情報交換を行ったり助言を行ったりするなど、両者の連携協力が図られるよう十分配慮することが重要です。通級による指導では、在籍学級以外の場所で、他の教師から指導を受けるため、その効果を上げるためにも、在籍学級における配慮は欠かせません。それらを適切に行うためにも、両者間での連携協力が必要です。

④ 他校通級の取扱い

いわゆる「他校通級」の手続きや教育課程の協議等については、通級による指導を受ける児童生徒が在籍する学校の設置者による規定等に従い、適切に行うことが必要です。

他校通級の児童生徒を受け入れる学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、通級による指導の記録を作成し、当該児童生徒の氏名、在籍している学校名、通級による指導を実施した授業時数及び指導期間、指導の内容等を記載し、適正に管理することが必要です。また、当該児童生徒が在籍する学校に対して、当該記録の写しを通知します。

⑤ 指導要録への記入

通級による指導を受けている児童生徒については、指導要録の様式2「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を、通級による指導の担当教師が作成する指導の記録に基づいて、学級担任が記入します。なお、他の学校において通級による指導を受けている場合に、当該学校からの通知に基づき記載します。

5 障害の状態等に応じた指導及び配慮

(1) 障害の状態等に応じた指導

各教科等の指導に当たっては発達段階や生活年齢への配慮、障害の状態や特性等を十分に考慮しながら指導することが必要です。

個別の指導計画に基づき、特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）、同各教科等編（小学部・中学部）、同自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）を参考にして、適切な指導を行いましょう。

指導に当たっては、教育センターに相談したり、特別支援学校のセンター的機能を活用したりすることが有効です。

(2) 障害のある児童生徒への配慮

通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要です。

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説や中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説において、障害のある児童生徒などの指導に当たっては、個々の児童生徒によって、見えにくさ、聞こえにくさ、道具の操作の困難さ、移動上の制約、健康面や安全面での制約、発音のしにくさ、心理的な不安定、人間関係形成の困難さ、読み書きや計算等の困難さ、注意の集中を持続することが苦手であることなど、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の児童生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫することを、各教科等において示しています。

【小学校 国語】

- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自教具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。
- 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT 機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

【小学校 社会】

- 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。

- 社会的事象に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるよう配慮することなどが考えられる。
- 学習問題に気付くことが難しい場合には、社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成するなどの指導の工夫が考えられる。

【小学校 算数】

- 文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合、児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げたり、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるよう文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。
- 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
- 「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
- データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。

【小学校 理科】

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮が考えられる。
- 燃烧実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられる。
- 自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察することが難しい場合には、観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりするなどの配慮が考えられる。

【小学校 生活】

- 言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。
- みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合は、大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。
- 自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合は、児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにするなどの配慮をする。
- 学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合は、学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。

【小学校 音楽】

- 音楽を形づくっている要素（リズム、速度、旋律、強弱、反復等）の聴き取りが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- 多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのか混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。

【小学校 図画工作】

- 変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。
- 形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。

【小学校 家庭】

- 学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合には、落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるよう工夫したりすることが考えられる。
- 活動への関心をもつことが難しい場合には、約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。
- 周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合には、手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。

【小学校 体育】

- 複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助をしながら行ったりするなどの配慮をする。
- 勝ち負けに過度にこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

【小学校 外国語活動】

- 音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。

【小学校 外国語】

- 音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。
- 1単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合、語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり、線上に文字を書いたり、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に掲示する際には、貼る位置や順番などに配慮する。

【小学校 特別の教科 道徳】

- 他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手な字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

【小学校 総合的な学習の時間】

- 様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。
- 関心のある事柄を広げることが難しい場合は、関心のもてる範囲を広げることができるよう、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。
- 様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は、具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。
- 学習の振り返りが難しい場合は、学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出するための手掛かりが得られるように配慮する。
- 人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合は、安心して発表できるように、発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにすること、ICT 機器を活用したりするなど、児童の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

【小学校 特別活動】

- 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な児童には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えたりすることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。
- 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの図り方についての指導をする。
- 学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動・学校行事のねらいや活動の内容、役割（得意なこと）の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の児童に協力を依頼しておく。

【中学校 国語】

- 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- 比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなく ICT 機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。
- 声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり ICT 機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

【中学校 社会】

- 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。
- 社会的事象等に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるように、特別活動などとの関連付けなどを通して、実際の体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにするなどの配慮をする。
- 学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合には、社会的事象等を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、方向付けの場面において、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、どの観点で考えるのが難しい場合には、ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。

【中学校 数学】

- 文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるように印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。
- 空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。

【中学校 理科】

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難である場合は、見通しがもてるよう実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。
- 燃烧実験のように危険を伴う学習活動においては、教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。

【中学校 音楽】

- 音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。
- 音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。

【中学校 美術】

- 形や色彩などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示することや、一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。
- 造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合などにおいて、形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。

【中学校 保健体育】

- 見えにくさのため活動に制限がある場合には、不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう、活動場所や動きを事前に確認したり、仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり、音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。
- 身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合には、生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう、用具やルールの変更を行ったり、それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり、必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなどの配慮をする。
- リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、ボールや用具の操作等が難しい場合には、動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるよう、動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして提示する、動かす体の部位を意識させる、操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。
- 試合や記録測定、発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合には、生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために、挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり、ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図ったりするなどの配慮をする。
- 日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合には、不安を解消できるよう、学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。
- 対人関係への不安が強く、他者の体に直接触れることが難しい場合には、仲間とともに活動することができるよう、ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。
- 自分の力をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて力のコントロールができるよう、力の出し方を視覚化したり、力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。
- 勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。
- グループでの準備や役割分担が難しい場合には、準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう、準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。
- 保健の学習で、実習などの学習活動に参加することが難しい場合には、実習の手順や方法が理解できるように、それらを視覚的に示したり、一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。

【中学校 技術・家庭】

- 技術分野では、「A材料と加工の技術」の(2)において、周囲の状況に気が散りやすく、加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合には、障害の状態に応じて、手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり、作業を補助するジグを用いたりすることが考えられる。
- 「D情報の技術」の(2)及び(3)において、新たなプログラムを設計することが難しい場合は、生徒が考えやすいように、教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し、一部を自分なりに改良できるようにするなど、難易度の調整や段階的な指導に配慮することが考えられる。
- 家庭分野では、「B衣食住の生活」の(3)及び(5)において、調理や製作等の実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合には、個に応じて段階的に手順を写真やイラストで提示することや、安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。

- グループで活動することが難しい場合には、他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担したり、役割が実行できたかを振り返ることができるようにしたりすることなどが考えられる。

【中学校 外国語】

- 英語の語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合、語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。

【中学校 特別の教科 道徳】

- 発達障害等のある生徒に対する指導や評価を行う上では、それぞれの学習の過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で必要な配慮が求められる。
- 例えば、他者との社会的関係の形成に困難がある生徒の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手な字義とおりの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

【中学校 総合的な学習の時間】

- 様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。
- 関心のある事柄を広げることが難しい場合は、関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。
- 様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べるのが難しい場合は、具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。
- 学習の振り返りが難しい場合は、学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出するための手掛かりが得られるように配慮する。
- 人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合は、安心して発表できるように、発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにすること、ICT 機器を活用したりするなど、生徒の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

【中学校 特別活動】

- 相手の気持ちを察したり理解することが苦手な生徒には、他者の心情等を理解しやすいように、役割を交代して相手の気持ちを考えたり、相手の意図を理解しやすい場面に置き換えることや、イラスト等を活用して視覚的に表したりする指導を取り入れるなどの配慮をする。
- 話を最後まで聞いて答えることが苦手な場合には、発言するタイミングが理解できるように、事前に発言や質問する際のタイミングなどについて具体的に伝えるなど、コミュニケーションの図り方についての指導をする。
- 学校行事における避難訓練等の参加に対し、強い不安を抱いたり戸惑ったりする場合には、見通しがもてるよう、各活動や学校行事のねらいや活動の内容、役割（得意なこと）の分担などについて、視覚化したり、理解しやすい方法を用いたりして事前指導を行うとともに、周囲の生徒に協力を依頼しておく。

参考：「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説」※各教科編

「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説」※各教科編

6 個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用について

(1) 個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用について

本県では、平成 27 年に「個別の指導計画等の作成及び活用について（通知）」において、特別な支援が必要な幼児児童生徒に対して、必ず個別の指導計画及び個別的教育支援計画を作成し、一人一人に応じた教育を計画的、組織的に進めるよう通知しています。

また、平成 29 年告示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においては、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒について、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、効果的に活用することが示されました。

さらに、平成 30 年の学校教育法施行規則の一部改正により、特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒について、個別的教育支援計画を作成すること、当該計画の作成に当たっては、当該児童生徒又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ関係機関等と当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることが規定されました。

これらの通知や法令改正の主旨を踏まえ、各学校（園）においては、通常の学級に在籍する児童生徒を含め、特別な支援が必要な全ての幼児児童生徒に対し、個別的教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、効果的に活用してください。なお、いずれの計画も作成、支援の実施、評価及び見直しに当たっては、保護者の参画、保護者との共通理解が重要です。年度当初（遅くとも 5 月上旬まで）に作成し、保護者に提示・説明しましょう。また、学校関係者以外の人にも支援内容が理解されるよう、専門用語ばかりでなく、分かりやすい文言で記載するようにしましょう。

<個別的教育支援計画>

障害のある幼児児童生徒一人一人に対して、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を効果的に行うための長期的な計画。

<個別の指導計画>

障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うために教育課程を具体化したものであり、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ計画。

特別支援学級で作成する場合は、学習面の目標及び内容等を教科・領域別にするなど、日々の指導に活用しやすいものにとよい。

個別的教育支援計画の作成と活用

広島県教育委員会（平成 27 年）「個別の指導計画等の作成及び活用について（通知）」

特別支援教育の推進については、平成 19 年 4 月 1 日付け文部科学省初等中等教育局長通知に示されたとおり、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援体制の充実を図っていく必要があります。ついては、支援が必要な幼児児童生徒に対して、必ず個別の指導計画及び個別的教育支援計画を作成し、一人一人に応じた教育を計画的、組織的に進めていくよう、所管する学校・園等に周知してください。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

文部科学省（平成 29 年）『小学校学習指導要領』p.24-25

第 1 章総則 第 1 章第 4 の 2 の(1) のエ

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

※ 中学校学習指導要領にも同様に記載されている。

個別の教育支援計画の作成と活用

学校教育法施行規則 第 134 条の 2

校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。

学校教育法施行規則 第 139 条の 2

第 134 条の 2 の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

同 第 141 条の 2

第 134 条の 2 の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

（２）個別の教育支援計画の作成・活用

障害のある幼児児童生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要です。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられます。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、適切な支援の目的や教育的支援の内容を設定したり、進路先に在学中の支援の目的や教育的支援の内容を伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない支援に生かすことが大切です。また、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意してください。

個別の教育支援計画の作成と活用

広島県教育委員会（令和2年）「個別の教育支援計画の策定等における保護者の参画について（通知）」

（前略）しかしながら、本県の特別支援学級に在籍する児童生徒について、学校が保護者に対して個別の教育支援計画を提示していなかったという事案が複数ありました。このことは、当該児童生徒が、学校、家庭、地域で切れ目ない支援を受けられる支援体制が構築できているとは言い難い状況だと考えます。

ついては、個別の教育支援計画について、「特別支援教育ハンドブック No.2」（広島県教育委員会、平成20年3月）や、平成30年8月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」を参考に、作成に当たって保護者の意見を十分に聞くとともに、学校と保護者が支援内容等についての共通理解を図るよう、所管の学校に対し周知徹底してください。（後略）

（3）個別の教育支援計画の保存・管理

記載された個人情報漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理します。

なお、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存することが文書管理上望ましいと考えられます。

（4）個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものです。

したがって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒の実態、各教科及び自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切です。また、作成した個別の指導計画が、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになることから、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルにおいて、適宜評価を行い、指導目標や指導内容、指導方法を改善し、より効果的な指導を行う必要があります。

7 付録

(1) 教育課程に関するQ & A

<総合的な学習の時間の取扱いについて>

Q 1 小学校の知的障害特別支援学級において、総合的な学習の時間を設定することができますか。

A 1 総合的な学習の時間は特別支援学校（知的障害）の小学部では設けないこととなっていますが、特別支援学級は小学校に設置された学級であることから、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えている場合であっても、可能な実態であれば設定することができます。
なお、総合的な学習の時間は各教科等と合わせて指導することはできません。

<道徳科の指導について>

Q 2 特別支援学級において、道徳科の指導を自立活動に替えて指導することができますか。

A 2 できません。必ず道徳科の指導を実施してください。

Q 3 特別支援学級において、道徳科の指導で留意することはありますか。

A 3 特別支援学校の道徳科の指導では、目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについて、小学校又は中学校に準ずることとなっていますが、次のような独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要があるとされています。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

特別支援学級においても、これらの項目に十分配慮する必要があると考えられます。

<特別支援学校（知的障害）の外国語活動の指導について>

Q 4 特別支援学校（知的障害）の外国語活動において、指導上の配慮事項にはどのようなものがありますか。

A 4 外国語活動の指導を行う場合は、第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることとされています。

他に、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・

考え方を働かせ、コミュニケーションのよさを感じながら活動を行い、英語の音声や語などの知識を、二つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ることや、指導内容や活動については、児童の興味や関心に合ったものとし、国語科や音楽科、図画工作科などの他教科等で児童が学習したことを活用するなどの工夫により、指導の効果を高めるようにすること等の配慮事項が示されています。

<中学校特別支援学級担任が免許外教科を指導する場合>

Q 5 中学校の特別支援学級において、特別支援学級担任が免許状を有していない教科を指導することができますか。

A 5 基本的に中学校の特別支援学級において各教科を指導する場合は、当該教科の免許状が必要です。やむを得ない理由により、当該教科の免許状を有しない者が指導するためには、「教育職員免許状に関する規則（昭和43年広島県教育委員会規則第12号）」及び「免許外教科の教授担任許可に関する審査基準（平成15年4月1日広島県教育委員会）」の規定に基づき、県教育委員会の許可を得る必要があります。

なお、生徒に知的障害があり、下学年の教科の目標と内容に替えている場合又は特別支援学校（知的障害）の各教科に替えている場合は、当該免許外教科の教授担任許可は必要ありません。

また、チーム・ティーチングによる授業を実施するに当たり、補助的な役割として授業に参加する場合も、免許外教科の教授担任許可は必要ありません。

（2）教科書に関するQ & A

<特別支援学校（知的障害）生活科の教科書について>

Q 1 特別支援学校（知的障害）の生活科の教科書として、小学校の生活（教科書）を選定することができますか。

A 1 選定することはできません。

特別支援学校（知的障害）の生活科と小学校の生活科は異なる教科です。異なる教科の教科書を選定することはできません。

特別支援学校（知的障害）の生活科の教科書は、著作教科書または一般図書の中から選定してください。

<特別支援学級における書写の教科書の取扱いについて>

Q 2 特別支援学級の国語科の教科書として書写（教科書）を選定することができますか。

A 2 教育課程に小学校の国語科又は中学校の国語科を設定した場合は、検定済教科書の国語と書写を選定しなければなりません。また、国語と書写は同学年のものを選定しなければなりません。

教育課程に特別支援学校（知的障害）の国語科を設定した場合は、国語（教科書）として著作教科書（特別支援学校知的障害者用）又は一般図書を選定し、書写（教科書）を選定することはできません。

どの学校種の教科を設定するのかによって選定する教科書が決まるので、注意してください。

<生活単元学習の教科書について>

Q 3 生活単元学習の教科書を選定することができますか。

A 3 選定することはできません。

生活単元学習は、各教科等を合わせた指導という指導の形態の一つです。各教科等を合わせた指導は教科ではないので教科書を選定することはできません。自立活動や特別活動といった領域についても教科書はありません。教科書は合わせている教科について選定します。

<職業・家庭科の教科書について>

Q 4 職業・家庭科の教科書として、職業に関する一般図書と、家庭に関する一般図書の合計2冊を同時に選定することができますか。

A 4 選定することはできません。職業・家庭科の教科書として毎年1種類1冊の教科書を、著作教科書または一般図書の中から選定します。

<継続使用の検定済教科書について>

Q 5 次年度も継続使用する予定の教科書とは別の発行者の教科書が採択された場合、教科書を新たに選定することができますか。

A 5 新たに選定することはできません。

計画のとおり、既に給与された教科書を継続して使用してください。

<拡大教科書の対象者について>

Q 6 発達障害のある児童生徒に拡大教科書を選定することができますか。

A 6 視覚障害者、弱視者に相当する児童生徒であれば可能です。

また、弱視者に準ずる程度の視覚に障害のある児童生徒のうち、他の児童生徒に比べて通常の検定済教科書の文字や図形等の視覚による認識に相当程度の時間を要する等、学習に困難を来す者であって、拡大教科書又は点字教科書を使用することが教育上適当であると所管の教育委員会が認める場合も可能です。

拡大教科書の使用を検討する際、まずは、実生活における具体的な実態把握や、専門機関や諸検査による実態把握を行います。また、座席位置の配慮、拡大コピーした資料の提供、音声教材やデジタル教科書等の活用等の合理的配慮を実施します。それでも学習が困難であれば、拡大教科書の使用を検討します。拡大教科書は通常の教科書に比べて、大きさやページ数、冊数などが異なりますので、実際に学習で使用して使いやすいか、進学後も使用し続けるか、持ち運びはどうするかなど、実際に使用する見通しをもつことが大切です。拡大教科書の使用を検討するに当たって、広島中央特別支援学校のセンター的機能を活用したり、県教育委員会に相談したりすることもできます。

拡大教科書に係る相談先（県教育委員会）

広島県教育委員会学びの変革推進部特別支援教育課
電話番号 082-513-4982
電子メール tokushikyoku@pref.hiroshima.lg.jp

<障害の状態が変化した場合について>

Q 7 小学校第1学年の知的障害のない肢体不自由の児童に小学校の生活（教科書）（上）（下）を給与しました。その後、児童が視覚障害者となった場合、小学校の生活（教科書）（上）（下）の拡大版を新たに給与することができますか。

A 7 障害の状態が変化したので、拡大版の教科書を給与することができます。このような場合は、まず、市町教育委員会に相談してください。

<教科書の選定し直しについて>

Q 8 知的障害のある幼児が来年度、小学校の特別支援学級に入級することになったので、入学後に使用する教科書を選定し、8月に需要数を報告しました。しかし、その後の実態把握により、選定した教科書は幼児の実態にに応じていないことが分かりました。入学まで2ヶ月余りしかありませんが、教科書を選定し直すことはできますか。

A 8 選定し直すことができます。

幼児の実態に応じた教育課程を編成し、市町教育委員会が採択した教科書の中から、適切な教科書を選定し直さなければなりません。このような場合は、まず市町教育委員会に相談してください。

<教育課程に編成していない教科の教科書について>

Q 9 中学校の特別支援学級で教育課程に職業・家庭科を設定した生徒に中学校の技術・家庭科の技術分野（教科書）・家庭分野（教科書）を選定することはできますか。

A 9 教育課程に技術・家庭科を設定していない生徒に対して、技術・家庭（教科書）を選定することはできません。

<後期用教科書の給与について>

Q10 特別支援学級の児童に対して小学校第3学年算数（教科書）（上）（下）を2年間で使用することとして、（上）を第3学年の4月に、（下）を第4学年の4月に給与することができますか。

A10 特別支援学級の児童に対して、後期用の教科書である算数（下）を前期（4月15日まで）に給与することはできません。この場合、（上）は前期用として第3学年の4月に、（下）は後期用として第3学年の9月に給与してください。

<教科書の使用義務について>

Q11 特別支援学校（知的障害）小学部の生活科を設定して、教科書を給与しないことができますか。

A11 教科書の使用義務があるため、1種類1冊（点）は必ず給与し、使用してください。

<一般図書選定の参考について>

Q12 一般図書を選定する際に、参考となるものはありますか。

A12 広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」の特別支援教育のサイトに、これまでに県教育委員会が作成した教科用図書選定資料を掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/07challenge-senteishiryuu-index.html>

また、所有している教科書を閲覧できるようにしている県立特別支援学校があります。詳しくは県立特別支援学校に御相談ください（特別支援学校のセンター的機能の活用）。

<道徳科の教科書について>

Q13 知的障害特別支援学級において、道徳科の指導を全て「各教科等を合わせた指導」で実施しているため、時間割に「道徳」の時間がありません。その場合でも道徳科の教科書を給与しなければならないのですか。

A13 その場合も必ず道徳科の教科書を給与し、授業の中で適切に使用してください。